

## 1 民法改正による対象者について

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行された。本市では、令和4年度以降もこれまでどおり20歳を対象に、「20歳のつどい(仮称)」として実施する方針を公表している。

### ●20歳を対象に「20歳のつどい(仮称)」を実施することに決定した主な理由

- ①18歳は高校3年生の学年に当たり、多くが年間を通して就職や進学などに向けた準備に多忙な時期を過ごしており、参加しにくいこと
- ②家庭においても、進路の時期においては時間的制約や経済的負担があること
- ③飲酒や喫煙など、20歳が維持されるものも残ること
- ④美容室、貸衣装など関係事業者にとって、年齢の引き下げによるニーズの変化が想定しにくいこと

### ●新成人(18・19歳)への対応

令和4年4月号の「広報こが」を通じ、新成人の方や広く市民に民法改正の意義等の周知を行い、新たに成年を迎える18・19歳の方に対しては市長メッセージを掲載(広報こが4月号参照)。

## 2 令和5年(令和4年度)「20歳のつどい(仮称)」について

### (1) 目的

人生における大きな節目として「はたちのつどい」を実施することで、20歳を迎えた皆さんの門出を祝福するとともに、責任ある大人としての自覚・自立への理解を深め、ふるさと古賀への愛着や誇りを醸成する。また、地域の担い手として積極的にまちづくりに参画するという意識を高める機会とする。

### (2) 名称

20歳のつどい(仮称)

※実行委員会が名称案を提案し、市が決定する

### (3) 開催日時

令和5年1月8日(日) 14時00分開式予定

※感染予防のため、時間は1時間程度とする。

### (4) 会場

リーパスプラザこが中央公民館大ホール(定員800人)

※その他、モニター会場として大会議室(100人)を準備する。

### (5) 対象者

今年度に20歳を迎える方(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人)

### (6) 企画内容

実行委員会形式とする。参加者が今後に向け、自身を見つめ、決意を新たにするような場となるよう、実行委員会が主体となり企画をしていただく。

### (7) 実行委員会について

人数:7人(公募・推薦により決定)

会議:7月20日に第1回会議を開催